

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

健康医療福祉部の所管に属する建設工事等の実施に当たり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定により学識経験を有する者の意見を聴くことが必要であることから、新たに滋賀県健康医療福祉部建設工事等総合評価審査委員会を設置するため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県健康医療福祉部建設工事等総合評価審査委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県琵琶湖水政審議会の項の次に次のように加える。

滋賀県健康 医療福祉部 建設工事等 総合評価審 査委員会	知事の諮問に応じて県が 発注する健康医療福祉部 の所管に属する建設工事 等に係る地方自治法施行 令第167条の10の2第3 項に規定する落札者決定 基準の策定および同条第 5項の規定による落札者 の決定に関する事項につ いて審査すること。	20人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る審査 が終了 するま での期 間
--	--	-------	--	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関					本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
省略					省略				
滋賀県琵琶湖水政審議会	省略				滋賀県琵琶湖水政審議会	省略			
(新設)					滋賀県健康医療福祉部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて 県が発注する健康医療福祉部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間

省略
2 省略

	て審査すること。			
省略				
2 省略				